

道路境界明示を相談または申請される方へ

- ① 道路境界明示に関する申請については、今後、可能な限り郵便書留で送付してください。
- ② 相談等で来庁される場合は、各担当者が現地立会い等で不在の場合がありますので、事前に電話連絡をお願いします。
- ③ 各担当者への電話連絡および面談はなるべく以下の時間内をお願いします。
 - ・午前 は 10時から12時まで
 - ・午後 は 1時から4時まで※ 但し、緊急の対応が必要な場合は除きます。
- ④ 申請書の受付から現地立会い日の調整まで約4週間かかります。申請が混み合う時期や申請内容により4週間以上かかることがありますのでご了承ください。
- ⑤ 現地立ち会い後、下図を提出していただきますが、検図に数日を要しますのでご了承ください。
- ⑥ 現地立会い後、必要書類が全て揃ってから、明示済証の発行までに約1週間～10日間（土日祝除く）かかります。地図訂正が必要となる場合は、上記の日数以外に所要の日数が必要となりますのでご了承ください。

相談や申請の受付時間を集約し、調査・点検等を集中して行う時間を確保することで、期間の短縮や相談に対する回答の迅速化を図り、申請者や相談者に対するサービスの向上に努めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。